

タイトル	情報提供に基づく事前同意に関するボン・ガイドライン(1)：その限界と国内執行の障害
著者	平栗，ソフィア 留美子；大西，有二
引用	北海学園大学法学研究，44(1)：160-145
発行日	2008-09-30

資 料

情報提供に基づく事前同意に関するボン・ガイドライン (1)

—— その限界と国内執行の障害 ——

平栗ソフィア留美子*

大 西 有 二 (訳)

はじめに

地球上の多様な生物にアクセスすることで提供される経済的機会は、バイオテクノロジーが発展し、また民間セクターが生物および生物に関する知識を商業目的で利用しようとするのに伴って、近年、いっそう重要な役割を果たすようになった。ほとんどの国で、歴史的に、遺伝資源^{*1}は自由な公有領域にあり、誰もが利用できる商品とみなされてきた。今日、新技術の発達および公共意識の高まりによって、生物多様性の利用およびそれへのアクセスを取り囲む問題は、国家間においていっそう重要になっている。

1992 年、生物多様性条約^{*2} (Convention on Biological Diversity. 以下、CBD と略する) は、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益配分 (Access to genetic resources and benefitsharing. 以下、ABS と略する) とを制御する新しい法的手段を創設した。CBD は、そのような遺伝資源へのアクセスには、遺伝資源を提供する契約締結当事者による、情報提供に基づく事前同意 (Prior Informed Consent. 以下、PIC と略する) が前提条件である、と定めている。^{*3}

PIC メカニズムは、遺伝資源へのアクセスを求めるすべての者に、アクセスに先立ち、原産国、地域共同体および (または) 原住民らの、PIC を得ることを要求している。

PIC 構想は医療上の治療に起源を持つが、そこでは、医者あるいは外科医によって提供される情報に基づいて、患者が治療に同意を与えていた。^{*4} 国際法では、PIC の問題はほとんど有害廃棄物の越境移動という脈絡で議論されてきている。PIC に関する最初の法的拘束力のある条約は、国際取引における一定の有害化学物質および殺虫剤のための、PIC 手続に関する 1998 年のロッテルダム協定である。^{*5} 現在、ほとんどの国

際条約は、潜在的な有害物質の輸入を拒絶する、各国の主権的権利を推定している。^{*6}

国際法と国際政策において、CBD の定める PIC 手続が特徴的なのは、遺伝資源の提供者への利益配分の保証を目標としていることである。すなわち、PIC 手続はアクセスだけを対象とするのではなく、遺伝資源の利用に伴う利益を原産国に還元すべきだ、と規定している。植物遺伝資源に関する国際条約^{*7} のような、その他の国際協定は、潜在的リスクまたは利益は、特定の取引に関わっている締約国だけでなく、すべての締約国間で多極的に共有されることを規定するにとどまる。より重要なことは、CBD が定める PIC 手続は、締約国政府機関のみならず、州・地方自治体、原住民や地域共同体からの同意をも義務づけていることである。つまり、CBD における PIC 手続の対象範囲は、汚染制御条約における PIC 手続より広範なのである。

多くの国々は、ABS に関する国内法制度を準備する初期の段階にあり、これらの国内法制度においては PIC 手続が必須要素となっている。本稿は、PIC 手続がこれらの国内法制度の中でどのように実施されているかを 5 つの事例研究を通して検討する。ここで取り上げる国々は、PIC 手続の必要性を法律および政省令の中に位置づけることに向けて重要な一歩を踏み出している。本分析は、検討対象である各国がとるアプローチの類似点と相違点を特定し、また PIC 手続原則の効果的な実施における、いくつかの挑戦と障害を考察する。結論は、PIC 手続の国内執行を改善するためのいくつかの勧告を提供する。

1. PIC の定義とその重要性

ABS に関するボン・ガイドラインの主要なメカニズムは PIC 手続である。ボン・ガイドラインは、2002 年 4 月にハーグで開催された CBD の第 6 回締約国会議 (The 6th Meeting of the Conference of the Parties-COP6) で採択された。^{*8} ボン・ガイドラインは、諸国の政府に対して、国内での法整備、契約およびその他の ABS の条件等を規定する場合のガイダンスを提供することを意図した。^{*9} PIC は、ここで ABS にとって必要不可欠な手段として位置づけられ、また、以下の利点が認められている。すなわち、

- PIC は、「生物に関する海賊行為」〔カギ括弧原文引用符。以下、同じ〕を防ぐか、少なくともその可能性を縮小することができる。例え

ば、遺伝資源および伝統的知識の不正流用（横領）を防止する。

- PIC は、生物多様性の利用から生ずる利益の公正な配分を促進する。
- PIC は、金のかかる論争を防ぐための有効なメカニズムである。
- PIC は、遺伝資源の提供国に対して、遺伝物質の収集と利用をモニタリングし、コントロールするのを手助けする。

CBD の ABS の下では、遺伝資源へのアクセスとその後の利用のための必要条件として、遺伝資源の原産国から PIC が獲得されなければならない（同ガイドライン 15 条）。PIC 手続は以下のように分節することができる。すなわち、

- 当該アクセスは、あらゆる遺伝資源の取得あるいは利用の「事前」に行わなければならない。
- 「情報提供に基づいた (informed)」とは、遺伝資源の取得者が、資源の提供者に対して、遺伝資源の使用目的、潜在的な価値、それに含まれるリスクとベネフィット等について正確な情報を与えることを意味する。
- 「同意」とは、締約当事者、つまり、原産国政府の、また国内法によってはその他の利害関係者の、正式な許諾を意味する。^{*10}
- フィリピンを含むいくつかの国々では、通常の PIC 原則に、もう 1 つの要素を加えている。つまり、同意は、提供者は自由に同意するという意味で、「自由」であるべきだ、ということである。^{*11} すなわち、アクセスは外部からの操作から自由でなければならず、強制や嘘によって不公正に獲得されてはならない。

要するに、「情報提供に基づいた同意」は、同意される事柄の完全な開示を意味するのであり^{*12}、遺伝資源にアクセスするには、資源の利用者は、遺伝資源がどのように取得され、また使用されるかについて、完全な説明を提供すべきことを意味する。

CBD が定める PIC 要件は、まずは遺伝資源を提供する国の同意に係わるが、さらに、地域、国家、そして国際レベルでの ABS の立法化によって、地域共同体と（または）原住民の同意にまで拡大されている。関連条項は、独立国における原住民と種族に関する ILO 協定第 169 号に見出される。それによれば、原住民は、土地の譲渡または彼らが帰属する共同体の外に土地の権利が移転する効果を伴うすべての提案に関して、専門家による意見が提供されるべきことを定めている。ILO 協定第 17 条は、

「これらの原住民に属さない者が、当該原住民の構成員における、慣習または法律に関する理解の欠如を利用することは、原住民に帰属する土地の所有、占有もしくは使用を確保するために、妨げられる」と規定している。何人かの学者によれば、PIC は共同体の財産権保護を意図した法的な手段である。^{*13}

PIC を実施する場合、原住民と地域共同体の文化的慣習や慣習法が考慮されなければならない。PIC 手続は、地方レベルの遺伝資源の提供者が利用者に対して遺伝資源へのアクセスを認めるかどうかについて、情報に基づいた決定を下す機会であり、また提供者にとってどのような利益が公平であるかについて評価する機会である。

各国が PIC 手続を実施するにあたって、2 つの主要な問題が生じている。第一に、ABS を停止させずに、地域共同体または原住民の公正な参加をいかにして確保するのか。そして、第二に、遺伝資源にアクセスする申請者によって提供される情報がどれほど正確でなければならないかの定義、である。本研究は、各国政府が PIC 制度の策定において、こうした問題点にどのように立ち向かったかを分析する。

2. PIC 手続とボン・ガイドライン

2. 1. ボン・ガイドラインの策定

遺伝資源の利用から生じる利益配分と PIC の問題は、1998 年の CBD 第 4 回締約国会議 (COP4) で議論が開始された。その際、地域的にバランスのとれた ABS 専門家委員会 (パネル) の設立が合意された。^{*14} その第 1 回会合は、1999 年 10 月、コスタリカで開催され、そのとき委員会は国内および国際的に ABS を実施する際に必要となるガイドラインを公布した。当該委員会の結論は、PIC、合意条件 (Mutually Agreed Terms. 以下、MAT と略する)、情報の必要性および能力開発などにも及んだ。^{*15} CBD の第 5 回締約国会議 (COP5) は、ABS を実施する締約国と利害関係者を手助けするガイドラインを策定するために、自由に討議できる特別なワーキンググループ (Ad Hoc Open-ended Working Group) の設置を決定した。^{*16}

2001 年 10 月、この特別なワーキンググループは、ABS に関する自主的ガイドラインを策定するために、ドイツのボンで会議を開催した。そこで策定されたボン・ガイドライン草案は、2002 年 4 月に採択された。

ボン・ガイドラインは、ABS プロセスにおける基本的ステップを概説

している。^{*17} このガイドラインは、締約国と他の利害関係者とがともに、遺伝資源の利用者と提供者のいずれにもなりうる以上、遺伝資源の取得におけるその役割に対して責任が問われることを認めている。^{*18} このガイドラインは、利害関係者の積極的な関与が ABS の適切な策定と実施を確保するために不可欠であると定めている。^{*19} ボン・ガイドライン第 IV 節は、PIC について一節を設けており、そこでは PIC システムの基本原則と構成要素が概説されている。そこには、権限のある機関、時期と期限、利用明細、利害関係者との協議メカニズム、PIC 獲得手続、そして許可またはライセンスの交付プロセスが含まれている。^{*20} ガイドラインは、さらに MAT という基本的要件と、PIC に基づく合意を反映した契約条項のための基本的な条件を述べている。^{*21}

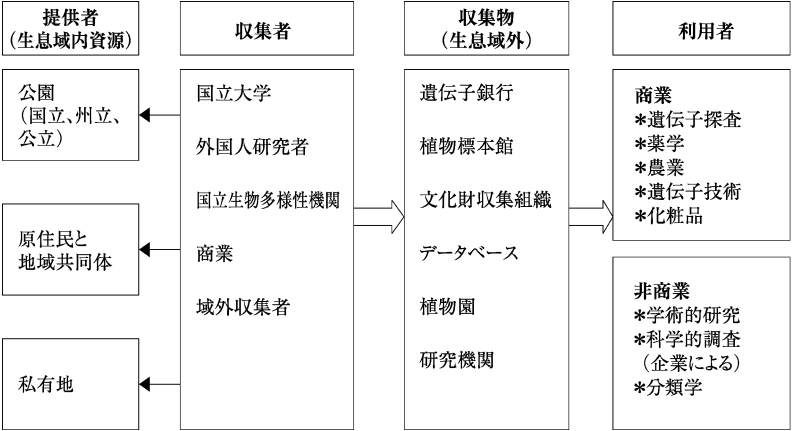
ボン・ガイドラインから生ずるいくつかの重要ポイントは、以下のとおりである。

- ・ PIC システムの基本原則は、法的確実性と明確性を含むべきである。
- ・ 遺伝資源へのアクセスは、最小限の費用で促進されるべきである。
- ・ 遺伝資源へのアクセスに対する制限は、透明であるべきで、CBD の目的に反して実行されてはならない。
- ・ 提供国政府、原住民・地域共同体などのあらゆる利害関係者の PIC は、状況に即して、また国内法に従って得られるべきである。^{*22}

2. 2. アクセス手続

遺伝資源へのアクセスの基本プロセスはフローチャート 1 で示されている。アクセスには、生息域内 (In-situ) と生息域外 (Ex-situ) という 2 つのカテゴリがある。生息域内アクセスは、生態系および天然の生息地の内部に存在している遺伝資源に当てはまる。^{*23} 生息域外アクセスは、天然の生息地の外にある遺伝資源をカバーする。^{*24} 例えば、植物園、遺伝子銀行 (ジーン・バンク)、大学、文化財収集組織 (Culture Collection) および研究所などのことである。本研究は、CBD で規制されている第 1 のカテゴリである生息域内アクセスについて詳細に検討する。

フローチャートは、ABS プロセスに関与する行為者 (Actors) の広がり示している。たとえば、民間部門、公共部門、中間組織および原住



フローチャート 1 遺伝資源へのアクセス過程と主たる行為者

民・地域共同体等が含まれる。これらの行為者は、営利目的と非営利目的の2つのカテゴリーに分類することができる。第1カテゴリーの行為者は主として商業活動に従事している企業である。第2のカテゴリーの行為者には、植物園、遺伝子銀行および大学などの研究機関が含まれる。^{*25}

これらの行為者は異なる利害を持っている。たとえば、遺伝子銀行または植物園の例を考えると、両方とも、分類学研究を実施し、その標本目録を維持することに責任を持っている。彼らは、通常、利用価値のある胚原質 (Germ plasm) のストックを維持し、植物分類学の基礎研究から成果を得ることの重要性を強調する傾向がある。これらは CBD の実施にとって不可欠である。^{*26} しかしながら、商業的利用を意図していない研究の中で、商業化の可能性がある活性合成物 (active compound) が偶然発見されるかもしれない。同様に、企業が、結局は、商業への応用をしない研究を実施することがしばしばあり、逆に、大学のような非営利組織でも、しばしば特許を取り、商業化することもある。^{*27} したがって、ABS の契約条件は、異なる行為者の多様な利害を考慮すべきであり、^{*28} それと同じように、PIC 手続もすべての事例で行われるべきである。

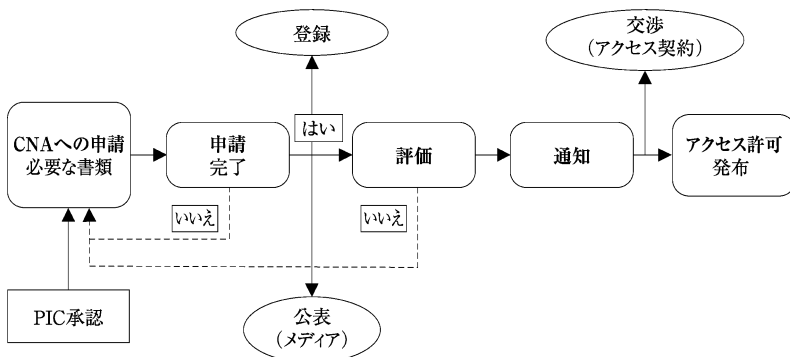
フローチャート 2 は、遺伝資源へのアクセスの基本的な手続を表して

北研 44 (1・155) 155

いる。遺伝資源へのアクセスの第一歩は、個人または組織が、国内の権限ある機関に申請することである。CBD は、各国が自国の生物多様性について主権的権利を有することを認めている。したがって、CBD は、各国に生物資源へのアクセスを規制する権利を与え、かつその権利を利益配分の取り決めを通して行使する権利を認めている。CBD 15 条 4 項は、許可されたアクセスは、MAT に基づくべきことを規定している。これらの MAT の前提は、すべての場合に、生息域内あるいは域外にある遺伝資源の提供者からの PIC である。^{*29}

CBD 採択後における生息域外アクセスの場合には、利用者は当該収集を管理する組織から同意を得ることが必要である。^{*30} CBD の規定は、CBD が発効した 1993 年以前に収集された遺伝物質に対して、普通、影響しないことに注目すべきである。しかしながら、原産国および生息域外収集の管理組織とともに、CBD 発効以前に獲得された遺伝物質に対しても CBD の規定を適用するかどうかの選択権を持っている。したがって、CBD を遡及して適用するかどうかを決定するのは、その締約国の仕事である。^{*31}

要するに、遺伝資源にアクセスするための手続は、法律によって要求されたいくつかの基本的なステップを前提にしている。基本手順は、フローチャート 2 で示されているように、PIC の取得、権限ある国内機関（Competent National Authority. 以下、CNA と略する）への申請、評価、通知および許可、認証、ライセンスあるいは証明書の交付段階を含み、それらは各国の法制度と契約条件によって違いがある。



フローチャート 2 遺伝資源へのアクセス申請の基本手続

ABS 条項が MAT に基づいて決められたと思われる契約的取り決めにはさまざまなタイプがある。したがって、利益配分の取り決めに対しては、事案毎の個別的なアプローチが必要である。^{*32} 利益配分にはさまざまな形式のものがある。たとえば、ロイヤリティーや、収集した標本毎のアクセス料金の支払い、研究資金の提供、教育と訓練、バイオ技術の移転、および制度的な能力開発などがある。^{*33} ABS に関するすべての法制度がこの手続に正確に従っているとは限らないことに注目したい。たとえば、ブラジルの ABS 法においては、利益配分契約の締結は申請に先だって要求される。

3. 比較分析 — 5 つの事例研究

ABS における PIC 手続の歴史は短く、ボン・ガイドライン採択の前と後の 2 つの別個の政策状況に分けることができる。本稿で分析する事例研究の 2 つ、つまりフィリピン規制法とアンデス協定とは、ガイドラインに先だって創設された仕組みである。他の 3 つの ABS 法（ブラジル、マレーシア、オーストラリア）は、ボン・ガイドライン採択後の具体例であり、連邦国家の事例研究として選択された。本研究では、マレーシア連邦政府による ABS 法案の内容に焦点をあてるが、必要に応じて州の ABS 法も考慮する。ブラジルの場合、主な焦点は連邦政府による ABS 法にあるが、必要に応じて新しい ABS 法草案にも言及する。さらに、オーストラリアは、ABS 法を制定する過程にある先進国の事例研究として選択された。

本稿で取り上げられたほとんどの ABS 法において、PIC 手続は適切には執行されていない。生物多様性に富んだ多くの国々において、遺伝資源へのアクセスに関する重大な障害として、PIC 手続のないこと以上に、PIC を獲得する際の過剰な官僚的プロセスが指摘される。加えて、PIC 手続自体が多くの点で非常に複雑である。本節は、ボン・ガイドラインに定められている PIC システムの諸要素と ABS を促進するための諸要素の意味を考慮し、PIC 手続の申請に特別な注意を払いながら、国内法における PIC 手続の執行を検討する。

3. 1. 一般規定

3. 1. 1. ABS 法の現状

フィリピンは、遺伝資源へのアクセスを規制する包括的な法律を制定

した最初の国であった。ボン・ガイドライン以前に、1995 年の大統領令第 247 号（Executive Order 247. 以下、EO 247 と略する）が定める PIC 手続の役割について論争が生じたが、当該大統領令は 2001 年の野生生物資源の保存と保護に関する法律（Republic Act N° 9147 of 2001. 以下、野生生物法と略する）によって部分的に改正された。この法律は、野生生物法と「一致しない」ような EO 247 の規定は効力を奪われると述べるが、「一致しない」条文が何をさしているのか、を明記していない。^{*34}

最近、フィリピンでは生物探査活動に関するガイドラインが作成されており、近い将来、発布される予定である。さらに、1997 年の原住民権利法^{*35}（Indigenous Peoples Rights Act、以下、1997 年 IPRA と略する）は、遺伝資源へのアクセスに関するさらなる規制を定めた。法規制を改善するこうした試みにもかかわらず、生物資源と遺伝資源へのアクセスは、フィリピンにおいて、これらの法律によって不当に制限されており、正当な科学的調査を妨げている。^{*36}

本稿で選択された 5 つの事例のうち、フィリピン^{*37}、アンデス諸国^{*38} およびブラジル^{*39} は、遺伝資源へのアクセスを管理する国家法をすでに導入している。ブラジルでは、2003 年から、新しい ABS 法の草案が検討されている。^{*40}

マレーシアとオーストラリアは国家 ABS 法の導入を計画しており、ABS 法の草案が立法部への提出に向けて検討されている。マレーシアでは、目下、2 つの ABS 法が施行されている。つまり、1997 年のサラワク州生物多様性令と 2000 年のサバ州生物多様性法である。マレーシアは、いまだに、生物資源へのアクセスおよび利益配分に関する法案（以下、マレーシア ABS 法案）と呼ばれる連邦法草案を作成中で、連邦と州および各関係省庁間における協議プロセスの中にいる。この連邦 ABS 法案の作成は、特に州政府との間で未決着の問題があるために遅れている。2004 年 10 月に開催された NGO と省庁との間の対話において、マレーシア天然資源・環境省のある職員が、NGO に「ABS 法案が議会に到達するにはまだ数年かかるのではないか」と発言した。ABS 法案の検討はまだ進行中である。^{*41}

オーストラリアでは、天然資源管理のための大臣会議を構成する 14 の連邦、州および準州の大臣が、オーストラリアの遺伝および生物資源へのアクセスとその利用に関する連邦統一手引き（Nationally Consistent

表 1 ABS法の現状

	ボン・ガイドラインの前 (2002年以前)	ボン・ガイドラインの後 (2002年以降)	制定年	現段階
アンデス協定	Xなし		1996	
オーストラリア		Xなし	Expected 2007	連邦ABS法案は立法部で検討中
ブラジル	Xなし	新 法 案 (2004)	2001	新ABS法案を検討中
マレーシア		Xなし	Expected 2007	連邦ABS法案は立法部で検討中
フィリピン	Xなし		1995	改正中

Approach for Access to and the Utilization of Australia's Native Genetic and Biochemical Resources) (以下、NCA と略する) を 2002 年 10 月 11 日に認可した。NCA は、立法と行政が遺伝資源へのアクセスとその利用を管理するために、国全体に共通の基礎を定めている。それは他のオーストラリアの環境政策と一致しており、オーストラリアの連邦、州および準州 (Territory) 政府立法の基礎になる規定である。^{*42} NCA の連邦における実施は、1999 年の環境保護および生物多様性保存法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999) (以下、1999 年 EPBCA と略する) と、2004 年の環境保護および生物多様性保存法修正規則 (以下、EPBC 修正規則と略する) によって行使されている。

3. 1. 2. 原住民と地域共同体の権利の認知

本稿で取り上げている研究事例のすべてにおいて、連邦政府は遺伝資源に対して主権的権利を有している。すべての法規定は、原住民と地域共同体の遺伝資源への権利を認めるための基礎を規定しているが、権利の内容は国によって異なる。フィリピンの EO 247 は原住民と地域共同体の遺伝資源に対する完全な権利を認めている。^{*43} 2001 年の野生生物法 14 節も、関係する原住民の文化共同体と地域共同体から PIC を求めるように、と定めている。さらに、1997 年 IPRA は原住民の文化共同体および原住民の権利を認め、規制し、保護し、そして促進するようにと定め、^{*44} また、原住民の知的財産権も認めている。しかし、共同体の知的所有権の認知はレトリックにすぎない。つまり、これらの権利を定義し、保護するメカニズムが無いのである。^{*45}

アンデス協定決議第 391 号は原住民の権利を認め、原住民、アフリカ系アメリカ黒人、地域共同体の、遺伝資源に関連した「知識、工夫および慣行」のような無形の要素に関する能力の育成・強化を奨励している(17 条 (f))。

対照的に、ブラジルの暫定規定 2.186-16 (Medida Provisória N 2.186-16 of 21 August 2001) (以下、MP 2.186-16/2001 と略する) の、原住民の権利あるいは関連する伝統的知識の保護に関する規定は曖昧である。当該 MP は、連邦政府は原住民と地域共同体の遺伝資源に関連した伝統的知識の利用の権利を認める、としているが、*⁴⁶ 当該 MP は、環境省の一部である遺伝資源管理委員会 (Conselho de Gestão do Patrimônio Genético - CGEN) に、その伝統的知識の登録の有無を決定する裁量を与えている。*⁴⁷ しかし、ブラジル憲法は、原住民が伝統的に居住する土地に関する権利を彼らに認めている。したがって、原住民の土地の境界決定 (Demarcation) と、彼らのすべての土地財産を保護し、尊重することは、連邦政府の義務である。*⁴⁸ 現行法の下では、アクセスが原住民の土地内で行われる際には、連邦の原住民組織と協議した上で、原住民からの PIC が要求される。*⁴⁹

マレーシア ABS 法案は、原住民と地域共同体の伝統および慣行を認めているが、それは、原住民同士あるいは原住民地域内における生物資源の保存、利用、交換、配分、マーケティングまたは販売に関して、*⁵⁰ 遺伝資源の供給者からの PIC を、遺伝資源にアクセスする前提条件として要求している。*⁵¹ 同法案は、原住民あるいは地域共同体に明文では言及していないが、同法案は彼らの PIC が必要であることを意味すると解釈できる。

オーストラリアの連邦 ABS 法案は、生物多様性の保全および遺伝資源の持続可能な使用を促進すると同時に、原住民の地域内で見つけられた遺伝資源に関しては、彼らの権利を尊重する、と規定している。同法案は、原住民の生物多様性に関する伝統的知識の利用を保護の対象としている。これらの特徴は、2004 年 8 月 17 日にオーストラリアの北部準州によって公表された、北部準州における生物資源を探索するためのアクセス指針草案にも反映されている。クィーンズランド州 ABS 法は、まずは公有地における資源を対象にしており、たとえば、原住民が私的に所有する土地などは対象にしていない。したがって、原住民である土地所有者らは、彼らの所有地内にある生物資源およびそれに関する伝統的知

識を自由に取り扱うことができる。^{*52}

表 2 本稿で選択された 5 つのABS法における原住民と地域共同体の権利の認知と範囲および地理的概観

法律	範囲	地域的範囲	原住民と地域共同体のPIC	除外(Exclusion)
ボン・ガイドライン (2002)	CBD によってカバーされているすべての遺伝資源および伝統的知識、工夫および慣行を含む (第 9 Para.)	一般的ガイドライン	原住民・地域社会のPICの取得および関連ある伝統的知識・工夫と慣行の所持人の承認を得るべきである (Para. 31)。	人間の遺伝資源 (Para. 9) とCBD以前の生息域外遺伝資源を除く
フィリピン EO 247、1997 年 IPRA および 2001 年 野生生物法	遺伝資源と生物資源を区別する (EO 247, Sec. 1; 野生生物法、Sec. 35)	国内	原住民・地域社会のPICは、慣習法および慣行に従う (EO 247, Sec. 5; IPRA, Sec. 34)	Department Administrative Order 96-20 (1996) (以下、DAOと略する) Sec. 3.1, b) は人間の遺伝資源に関して沈黙している；伝統的利用は除く (DAO Sec. 3.1, b)
アンデス協定決議第 391 (1996)	遺伝資源と生物資源を区別する (4 条 (b))	アンデス・コミュニティの加盟国を含む (3 条)	特に原住民、アフリカ系アメリカ人および地域共同体が関与している場合、遺伝資源およびそれらに関連する無形の要素を認める。(2 条、(b))；また、7 条および 17 条を参照。	人間の遺伝資源とその派生物を除く (4 条)
ブラジル MP 2.186-16/2001	遺伝資源と生物資源を区別する	国内。沿岸地区、経済領域は除く。(1 条 I 項)	伝統的知識の所有者のPICが必要条件である (11 条、IV、b)。	人間の遺伝資源を除く (3 条)
オーストラリア NCA (2002)	生物資源と遺伝および生化学資源を区別する (1999 年 EPBCA, Sec. 528)	国内	NCAは、伝統的知識の利用はその知識の所持人の協力および承認のもとで行うことを保障する；MATにおいてもPICは必要条件である (General Principles, Para. 7)。	人間の遺伝資源を除く
マレーシア ABS 法案 (2006)	生物資源は、微生物、遺伝学的合成物、派生物と(または)抽出物を含む。	国内	原住民および地域共同体の生物資源の保持、利用、交換、共有、販売やマーケティング等、彼らの伝統または習慣・慣行を認める (Part I, Exemptions)。	人間の遺伝資源を除く

* 図は、以下の法令を整理して筆者が作成した。ボン・ガイドライン (2002)；The Philippines EO 247 and DAO 96-20 (1996)；2001 年野生生物法と 1997 年 IPRA；アンデス協定決議第 391 号 (1996)；MP 2.186-16/2001；NCA (2002) と 1999 年 EPBCA の修正規則 (Amendment Regulations) (2001)；and the Access to Biological Resources and Benefit Sharing Bill of Malaysia (Expected 2007 or later)。

[注]

- 1* 「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。また、「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう (Convention on Biological Diversity, Article 2)。
- 2* The Convention on Biological Diversity [hereinafter CBD], negotiated under the auspices of UNEP, was opened for signature on 5 June 1992 and entered into force on 29 December 1993. 31 I.L.M. 818 (1992).
- 3* CBD, Article 15 (5.).
- 4* Center of International Environmental Law, *Facilitating Prior Informed Consent in the Context of Genetic Resources and Traditional Knowledge*, Discussion Paper, 19 May 2004, Washington D.C., p. 1.
- 5* Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade, Opened for signature on 11 September 1998. U.N.Doc.UNEP/CHEMICALS/98/17.
- 6* Glowka, Lyle et al., *A guide to the Convention of Biological Diversity*, Environmental Policy and Law Paper N° 30, IUCN, 1994, p. 98.
- 7* International Treaty on Plant Genetic Resources was adopted on 30 November 2001, entered into force on 29 June 2004. Available at <http://www.fao.org/ag/cgrfa/IU.htm>.
- 8* The Bonn Guidelines was adopted in the Sixth Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity (April 2002) [hereinafter the Bonn Guidelines] , UNEP/CBD/COP/6/20, Decision VI/24, 3.
- 9* The Bonn Guidelines, Section I, A., 1.
- 10* Kate, Kerry ten and Laird, Sarah, *The Commercial Use of Biodiversity* [hereinafter Kate & Laird, *The Commercial Use of Biodiversity*], Earthscan, London, 2001, p. 27; Glowka, Lyle et al., *Guide to the CBD*, International Union for Conservation of Nature (IUCN), 1994, p. 105.
- 11* The Indigenous Peoples Rights Act of 1997 [hereinafter IPRA 1997], Republic Act N° 8371, Section 35.
- 12* Giffis, Steven H., *Barron's Dictionary of Legal Terms*. 3rd edition, 1998.
- 13* Putterman, Daniel M., *Focus: Model Material Transfer Agreements for Equitable Biodiversity Prospecting*, 7 COLO. J. INT'L ENVTL. L. & POL'Y 149, Winter 1996, p. 3.
- 14* The Fourth Conference of the Parties to CBD, Bratislava 1998; Decision IV/8, 3.
- 15* CBD News, Vol. 1, No. 2, May August 2001, p. 1.
- 16* The Fifth Conference of the Parties to CBD, Nairobi 2000; Decision V/26. A. 11. 他の要素には、以下のものが含まれる。利害関係者 (Stakeholder) の役割、責任および参加、生息域外保全や生息域内保全とその持続可能な利用に関す

る重要な要素、利益配分のメカニズム等。

- 17* The Bonn Guidelines, Section IV.
- 18* The Bonn Guidelines, Section II., C. Responsibilities.
- 19* The Bonn Guidelines, Section III.
- 20* The Bonn Guidelines, Section IV. “Steps in the Access and Benefit-Sharing Process,” C. “Prior informed consent.”
- 21* The Bonn Guidelines, Section D.
- 22* The Bonn Guidelines, Section IV, C., 1.
- 23* CBD, Article 2.
- 24* CBD, Article 2.
- 25* Kate & Laird, *The Commercial Use of Biodiversity*, *supra*, pp. 4–6.
- 26* Seiler and Dutfield, *Regulating Access and Benefit Sharing*, *supra*, p. 17.
- 27* Kerry ten Kate, Personal Communication, 11 September 2004.
- 28* Seiler and Dutfield, *Regulating Access and Benefit Sharing*, *supra*, p. 18.
- 29* Seiler and Dutfield, *Regulating Access and Benefit Sharing*, *supra*, p. 23.
- 30* The Bonn Guidelines, Section IV, C., 2., 32.
- 31* Seiler and Dutfield, *Regulating Access and Benefit Sharing*, *supra*, p. 18.
- 32* Seiler and Dutfield, *Regulating Access and Benefit Sharing*, *supra*, p. 17; Kate & Laird, *The Commercial Use of Biodiversity*, *supra*, p. 32.
- 33* The Bonn Guidelines, Appendix II. Monetary and Non-Monetary Benefits.
- 34* Jose Maria Ochoa, Executive Director, Center for Science and Technology Law, Interview 29 October 2004, Tokyo.
- 35* IPRA 1997.
- 36* Baranda, Edmund Jason G. and Ochoa, Jose Maria A. *Regulation of Access to Genetic and Biological Materials in the Philippines* [hereinafter Baranda e Ochoa, Regulation of Access to Genetic and Biological Materials in the Philippines]. In Traditional Knowledge, Intellectual Property and Agriculture, Queen Mary Intellectual Property Research Institute, University of London, Intellectual Property Association of Japan and Japan Bioindustry Association. Tokyo: JBA, March 2004, p. 98.
- 37* EO 247 entitled “Prescribing Guidelines and Establishing a Regulatory Framework for the Prospecting of Biological and Genetic Resources, Their By-Products and Derivatives, For Scientific and Commercial Purposes, and For Other Purposes” passed in May 1995. Later on, this EO 247 has been partially superseded by the Republic Act N° 9147 of 2001 [hereinafter Wildlife Act 2001]; A new “Guidelines for Bioprospecting Activities in the Philippines” (DENR-DA-PCSD-NCIP Administrative Order N° 1 of 2004) is under consideration. This Guidelines are based on the EO 247 as amended by Section 14 of the Wildlife Act and Section 35 of the IPRA (Republic Act N°

8371), in relation to the NIPAS Act (Republic Act N° 7586), the Local Government Code (Republic Act N° 7160), the SEP for Palawan Act (Republic Act N° 7611), the Fisheries Code (Republic Act N° 8550), the Seed Industry Development Act (Republic Act N° 7308), the Traditional and Alternative Medicine Act (Republic Act N° 8423) and other relevant laws.

38* The Andean Pact or the Cartagena Accord known as Decision 391 was published on 17 July 1996. アンデス協定はアンデス諸国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルーおよびベネズエラ）間の協定である。

39* The Brazilian government enacted a law called provisional measure (Medida Provisória) N° 2.186-16, on 23 August 2001 to implement the article 225, II, § 1° and § 4° of the Constitution of Brazil, and articles 8 (j), article 10 (c), article 15, article 16 (3), (4) of the Convention on Biological Diversity with regard to access to genetic resources and benefit-sharing, protection and access to traditional knowledge, and access to technology and technology transfer.

40* Azevedo, Cristina M. A., Lavratti, Paula Cerski and Moreira, Teresa C., *A Convenção sobre Diversidade Biológica no Brasil: Considerações sobre sua implementação no que tange ao acesso ao patrimônio genético, conhecimentos tradicionais associados e repartição de benefícios* [hereinafter Azevedo et al., *A Convenção sobre Diversidade Biológica no Brasil*], Revista Brasileira de Direito Ambiental, Vol. 10, No. 37, 2005, p. 109.

41* Chee Yoke Ling, the Third World Network, Malaysia, Personal Communication, 9 November 2004, Tokyo, Japan.

42* These policies are: a. The National Competition Policy; b. The Trade Practices Act 1974; c. The Native Title Act 1993; d. The National Strategy for the Conservation of Australia's Biological Diversity; and, e. The Intergovernmental Agreement on the Environment (NCA, General Principles, Para. 4.). Other legislation are: the Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999 [hereinafter EPBCA 1999]; the Environment Protection and Biodiversity Conservation Amendment Regulations 2001 [hereinafter EPBC Amendment Regulations].

43* EO 247, Section 2 (a) and (b).

44* The Indigenous Peoples Rights Act, Republic Act N° 8371 of 29 October 1997, Section 34 and 35.

45* Jose Maria Ochave, Interview on 29 October 2004, Tokyo, Japan.

46* Medida Provisória N° 2.186-16 of 21 August 2001 [hereinafter MP 2.186-16/2001], Article 8, § 1°.

47* MP 2.186-16/2001, Article 8, § 2°.

48* The 1988 Federal Constitution of Brazil, Chapter VIII, Article 231.

49* MP 2.186-16/2001, Article 9, I.

50* Malaysia ABS Bill, Part One, Exemptions.

51* Malaysia ABS Bill, Part One, Part Three, Conditions for the Grant of Access.

52* Geoff Burton, Director, Natural Heritage Trust and Biodiversity Policy Branch, Department of Environment and Heritage, The Australian Government, Personal Communication, 1 September 2004, Tokyo, Japan.

* 筆者紹介

本稿筆者である平栗ソフィア留美子氏（国籍：ブラジル合衆国）は、1988 年、北海道大学で修士号を、また、2001 年、アメリカ合衆国ワシントン大学法科大学院（Washington University School of Law）で博士号をそれぞれ取得されている。その後、2002 年から 2004 年まで、国連大学高等研究所（東京）で Postdoctoral 研究員として勤務、さらに、国連国際熱帯木材機関、国連大学高等研究所で調査研究・コンサルタント活動を継続され、現在は、ブラジル合衆国サンパウロ市にある STCP Engenharia de Projetos Ltda. (STCP Enginnering Projects Ltd.) で、Technical Coodinator として活躍されている。なお、氏の博士論文は、“Can Law Save the Forest? Lessons From Brazil and Finland”（書名）として、2003 年、CIFOR-Center for International Forestry Research（出版社）から公刊されている。